

理由は(一)労働者の生活改善である。現在の賃銀率は、大正十二年の協定に基き、極めて小額の昇給ありたるに止まるものなれば、爾來四ヶ年を経過し、野田町一般の生活費向上は當然労働者の収入増加を要求するのである。殊に會社は産業の性質上景氣の影響を多く受けざるため、相當の利益を擧げ、大正七年に七百萬圓の資本は、十四年に至つて一躍三千萬圓となり、而も之は殆んど利益金を以つて充てたる程で、大正十五年上半期に於いても九十一萬餘圓の利益を計上(實際は之以上と推測さるゝ理由あり)されて居る。依つてこの要求案の實施に要する金額の概算一年十二萬圓は決して不當なりと信じない。(二)現行解雇、老衰退職手當制は、大正十二年の協定にして、其後、同産業他會社の支給率に比して低き状態となつたので之を改善する要がある(他會社の支給率は割愛する)(三)徒弟が直接親方に屬する關係上技術習得に困難なる事情がある。依つて之を會社直屬となし、補工全員の責任を以つて養成することが、徒弟の幸福であるばかりでなく會社の利益でもある(四)年末賞與は從來一定せず、昨年末は最低二圓より最高五十二圓であつたが、之を最低を一ヶ月分となさんことを望む(五)熟練工と認むる迄の期間は一定せず、九ヶ年の年月を経て未だ不熟工待遇のものあり、平均六ヶ年を要したが、四ヶ年の期間で充分であると信ずる(六)日

雇工の公傷に對しては、工員規定の半額を支給する規定であるにもかゝらず、完全に之が履行を見ないので組合が此出費をなして居た状態であつた、日雇工といへども一箇の工員である、之に對して工員規定を適用せられ度い。

(ハ)交渉経過及び保留願末

右の要求案は四月十日に提出し、回答期間を四月末日迄となしたが、其間數回の折衝をなしたるも不幸にして、盡く會社の拒絶するところとなつた。従つて五月一日より罷業に入る筈であつたが、更に十日間の延期をなし、飽くまで平和的且合理的解決を期するため、右の待遇改善案に關する、第三者を加へたる調査委員會の設置を提案した。然るに之を亦會社の拒絶する處となり、茲に全く總罷業は避け得ざる状態に立ち至りたるも、我關東同盟會執行委員會は、當時の財界の大混亂と之に基く社會的不安に鑑み、且又問題を飽くまで平和的解決に導くために、尙一層の努力を試むる餘地ありと信じ、要求條件の無期限保留を勧告した。野田支部亦之を諒とし、其總會に於いて滿場一致勸告案を承認したるため、漸く危機は轉回されたのであつた。